

貸おしぼり業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年9月28日策定

令和3年10月13日改定

全国おしぼり協同組合連合会

1. 本ガイドラインについて

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月4日）においては、「今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくに当たっては、特に事業者において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討し、実践することが必要になる。社会にはさまざまな業種等が存在し、感染リスクはそれぞれ異なることから、業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただくことを強く求めたい。」とされたところである。

これを受け、同専門家会議の提言の中にある「各業種のガイドライン等の作成に当たって求められる基本的な考え方や留意点の例」等に留意しながら、様々な業種・業態におしぼりを提供する貸おしぼり事業所として製造業務及び集配業務・事務を念頭に、当面の対策をとりまとめたところである。

なお、新型コロナウイルスの最新の知見や今後の各地域の感染状況等を踏まえて、本ガイドラインは随時見直すこととする。

2. 感染防止のための基本的な考え方

事業者は、職場における感染防止対策の取り組みが、社会全体の感染症拡大防止につながることを認識した上で、対策に係る体制を整備し、個々の職場の特性に応じた感染リスクの評価を行い、それに応じた対策を講ずる。

特に、従業員への感染拡大を防止するよう通勤形態などの配慮、個々の感染予防策の徹底、職場環境の対策の充実などに努めるものとする。

更に、事業所の規模や提供するサービスの形態を十分に踏まえ、事業所内及び

その周辺地域において、当該事業所の従業員のほか、顧客への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講ずるものとする。

①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（いわゆる「3つの密」）のある場所では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、本ガイドラインはこれを避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底することを旨とする。

3. 事業者が講ずるべき具体的な対策

(1) リスク評価

事業者は、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染（①）と飛沫・空気感染（②）のそれぞれについて、従業員や顧客等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。

① 接触感染のリスク評価

複数の従業員が共有する物品やドアノブなど手が触れる場所を特定し、これらへの接触の頻度を評価する。高頻度接触部位（作業台、洗濯機等の取手及び操作盤、包装機、整列機、計数機、結束機、金属探知機、コンテナ洗浄機、洗剤及び次亜塩素酸ナトリウム等の薬剤容器、コンテナ、キャスト、台車、椅子、ごみ箱、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、筆記用具などの事務用品、キーボード、マウス、モバイル端末、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、集配車のハンドル等）には特に注意する。

② 飛沫・空気感染のリスク評価

事業所における換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるか、事業所内で声を出す場所や喫煙場所、未処理の被洗物（使用済みおしぼり等）や回収コンテナを取扱う作業がどこにあるか等を評価する。

(2) 事業所内の各所における対応策

① 留意すべき基本原則と各エリア・場面の共通事項

・顧客と従業員や従業員同士の接触を避け、対人距離を確保する（できるだけ2 mを目安に（最低1 m））確保するように努め、真正面での立ち位置を避けるなど工夫する）。

- ・マスク等の着用（従業員及び顧客に対する周知）
- ・事務所内での被洗物（使用済みおしぼり等）や回収コンテナの取扱い時における手袋の着用（従業員及び顧客に対する周知）
- ・常時おしぼりやアルコール擦式等の手指の消毒設備を設置又は石鹸と流水による手洗いの励行（手指消毒においては厚生労働省の指導基準〔環指第157号〕に基づき洗浄・消毒した衛生マークの付いたおしぼりの使用が有効）
- ・事業所の換気を励行（換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施、定期的に外気を取り入れる換気を実施、2つの窓を同時に開けるなどの対応も考えられる）
- ・事業所の定期的な清掃、高頻度接触部位の消毒
- ・複数の従業員や顧客が共用する物品（製品おしぼり、納品コンテナ、納品伝票、領収証等）や手が頻回に触れる箇所を工夫して最小限にする。

② 来所者への対応等

- ・新型コロナウイルスに関しては、自宅待機者や濃厚接触者はもちろんのこと、発症していない人からの感染もあると考えられる。発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人が来所しないように呼びかけることは、事業所内などにおける感染対策として最も優先すべき対策である。
- ・密にならないよう事業所内における顧客数を制限し、対人距離を確保する（できるだけ2mを目安に（最低1m））確保するように努め、真正面での立ち位置を避けるなど工夫する）。
- ・顧客にもマスクを着用していただく。
- ・おしぼりやアルコールなどによる手指消毒と検温の実施をしていただく。
- ・万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、来所者の名簿を3週間以上、適正に管理することが望ましい。

③ 事業所での（回収おしぼり、回収コンテナ等）受け取り、及び（製品おしぼり、納品コンテナ等）引渡

- ・従業員は常にマスクを着用すること。また、必要に応じて手袋や目の粘膜からの感染を防止するために目を覆うことができる物（フェイスシールド、ゴーグル等）、飛沫飛散防止パーテーションの活用を行うこと。なお、飛沫飛散防止パーテーションを設置した場合は定期的に清拭消毒をすること。

- ・顧客に対し、新型コロナウイルス感染症患者、濃厚接触者が使用したおしぼりや回収コンテナ等の持込みは控えていただくよう周知すること。
- ・事業所ではコイントレーでの現金受渡を励行すること。

④ トイレ（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- ・便器内は、通常の清掃が良い。
- ・不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・使用後は確実に石鹼と流水による手洗いをするよう表示する。
- ・おしぼりやペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する。
- ・ハンドドライヤーは止め、タオルの共同利用は禁止する。

⑤ 従業員の休憩室（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で飲食や会話をしないようにする。
- ・休憩室は、必要に応じて、パーティションを設置し、常時換気することに努める。
- ・会話はできるだけ控えるようにする。
- ・対人距離を確保する（できるだけ2 mを目安に（最低1 m）確保するように努める）。
- ・共有する物品（テーブル、いす等）は、使用後に清拭消毒する。
- ・入退室前後に手指消毒又は石鹼と流水による手洗いをする。

⑥ ゴミの廃棄

- ・鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
- ・マスクや手袋の着脱後は、手指消毒又は石鹼と流水による手洗いをする。

⑦ 清掃・消毒

- ・界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。通常の清掃後に、特定多数が触れる環境表面を、始業前、終業後に清拭消毒することが重要である。手が触れることがない床や壁は、通常の清掃が良い。
- ・複数の人の手が触れる場所を適宜消毒する。

⑧ その他

- ・従業員が高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、業務に従事する際は、より慎重で徹底した対応を検討する。
- ・地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討をしておく。

4. 従業員自らの健康管理・感染対策

(1) 健康管理

① 体温測定

- ・出勤前に各自体温を測定し、記録を付ける。

② 発熱や咳等の症状がある場合

- ・発熱や咳等の症状がある場合は管理者等に必ず報告し、出勤しない。
- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合、発熱や咳等、比較的軽い風邪の症状が続く場合は、帰国者・接触者相談センターや、かかりつけ医、地域の相談窓口等に相談のうえ医療機関を受診する。

③生活習慣改善

- ・健康で快適に過ごすためには「食生活」、「運動」、「休養」の習慣をバランスよく日常生活に取り入れ、免疫力を高めること。

(2) 感染予防の徹底

①ソーシャルディスタンス（社会的距離）

- ・顧客と従業員や従業員同士の接触を避け、対人距離を確保する（できるだけ2 mを目安に（最低1 m））確保するように努め、真正面での立ち位置を避ける等工夫する）。

②マスクの着用

- ・マスク着用等の咳エチケットの順守。また、使用済みおしぼりや回収コンテナ等の回収時等、適宜、手袋や目の粘膜からの感染を防止するために目を覆うことができる物（フェイスシールド、ゴーグル等）を活用する。

- ・夏季の暑熱環境下でのマスク着用による熱中症に注意し、こまめに水分補給する。

③手指消毒

- ・おしぼりの集配作業終了時、集配途中休憩時等、できるだけ頻繁におしぼりやアルコール擦式等、手指の消毒又は石鹸と流水による手洗いを遂行する。

④身だしなみ

- ・ユニフォーム等はこまめに洗濯する。

(3) 新型コロナウイルス感染症と診断された場合等

新型コロナウイルス感染症と診断された場合や、新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した者と濃厚接触がある場合、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間が必要とされている国・地域等への渡航並びに当該国・地域の在住者との濃厚接触のある場合、その他感染の疑いが強い場合、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、自宅待機とする。また、速やかに管理者等にその旨を報告する。

5. 管理者等が行う感染対策

(1) 従業員に対する感染防止策の啓発

- ①従業員に対して、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している『人との接触を8割減らす10のポイント』や『新しい生活様式』の実践例を周知する等、取り組みを行う。
- ②時差出勤、自転車通勤の活用を図るとともに、公共交通機関を利用する際には、マスクの着用、咳エチケットの励行や公共交通機関の車内等、密閉空間での会話をしないこと等を徹底する。
- ③感染者、医療関係者、海外からの帰国者やその家族、児童等の人権に配慮する。

- ④新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、事業所内で差別されることがないように従業員に周知啓発し、円滑な職場復帰のための十分な配慮を行う。
- ⑤発熱等の新型コロナウイルス感染症にみられる症状以外の症状も含め、体調に思わしくない点がある場合や濃厚接触の可能性がある場合、あるいは同居家族で感染した場合には、各種休暇制度の利用等休みやすい環境作りに努めることや在宅勤務の利用を推奨する。
- ⑥過去14日以内に政府から入国制限されていたり、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合は、管理者等に必ず報告させ、自宅待機を指示する。
- ⑦会議や集会等の出席は、参加人数や開催場所の十分な感染防止対策の有無等を鑑み判断する。
- ⑧取引先企業にも、同様の取り組みを促すことが望ましい。
- ⑨「4. 従業員自らの健康管理・感染対策」を実施することを従業員に求める。

(2) 従業員の感染が確認された場合の対応

- ①保健所、医療機関の指示に従う。
- ②新型コロナウイルス感染症と診断された場合や、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに事業者等に報告することを周知する。
- ③感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所を消毒し、同勤務場所の従業員に自宅待機させることを検討する。
- ④感染者の人権に配慮し、個人名は特定されることがないように留意する。尚、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として個人データについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。

⑤事務所内で感染者が確認された場合の公表の有無や方法については、上記のように個人情報保護に配慮しつつ、公衆衛生上の要請も踏まえ、実態に応じた検討を行うものとする。

⑥万が一、従業員に感染者が出て営業が一時的に継続できなくなる場合を想定し、その間の顧客対応、おしぼりの集配方法等について近隣同業者との取り決めを行っておくなど、事業継続計画（BCP）を策定しておくこと。

⑦複数社が混在する建物内で、他社従業員の感染が確認された場合保健所、医療機関並びに建物貸主の指示に従う。

（3）会議・集会等の集まりについて

①密閉、密集、密接を避けることを心がける。

②大勢が集まる会議や集会については、緊急を要する場合を除き、中止又は延期する。

③開催場所となる施設や会場が、十分な感染防止策ができているかどうか確認の上、開催する。

④開催に当たっては、対人距離を確保する（できるだけ2 mを目安に（最低1 m））確保するように努める）など感染予防対策を徹底するとともに、ICT「Information and Communication Technology（情報通信技術）」を活用した会議システムの利用等を検討する。

6. 集配及び接客時の注意事項

（1）おしぼり等の商品納品・回収時の対応

①配達時の車内及び集配作業の際は、洗濯加工済み製品おしぼりと使用済み回収おしぼりが接触しないよう配慮する。

②顧客先での応対時には、ソーシャルディスタンス（できるだけ2 mを目安に（最低1 m））を確保しながら対話を行う。

③おしぼり等の納品・回収を行う際には、短時間作業に努め、不必要な接触を避けるように注意する。

④使用炭おしぼりの回収作業時には、必ず手袋の着用をし、不必要な箇所に触れないようにする。

⑤受領印サインが必要なときは、使用前後でペンを消毒する等、工夫し感染予防を行う。

⑥現金集金の場合、接触機会が低減されるよう工夫し、できるだけ、オンライン決済や振込を活用するように努める。

(2) 顧客先で感染者が確認された場合の対応

感染が確認された顧客が使用したおしぼり等に関しては、顧客先で消毒を行ってからビニール袋等にて回収し、その後、管轄の工場等で衛生的に洗濯加工する。

7. 工場等の施設、設備等に関する事項

(1) 基本的な衛生管理及び貸おしぼりの衛生確保については、『おしぼりの衛生的処理等に関する指導基準』（昭和57年11月16日 環指第157号）及び『クリーニング業法』（昭和25年5月27日 法律第207号）に準じて行う。

(2) 配送車両への積み込み時、配送車両からの荷下ろし時に洗濯加工済み製品おしぼりと使用済み回収おしぼりが接触しないよう配慮する。

(3) 一定時間ごとに2つの窓を同時に開けるなど、十分な換気を実施する。

(4) 施設の定期的な清掃、高頻度接触部位（作業台、洗濯機等の取手及び操作盤、包装機、整列機、計数機、結束機、金属探知機、コンテナ洗浄機、洗剤及び次亜塩素酸ナトリウム等の薬剤容器、コンテナ、キャスター、台車、椅子、ごみ箱、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、筆記用具などの事務用品、キーボー

ド、マウス、モバイル端末、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、配送車のハンドル等)の消毒を実施する。

(5) 交差汚染防止

洗濯加工前の使用済み回収おしぼりと洗濯加工後の製品おしぼりを取扱う際の動線が交差しないよう留意するとともに、特に洗濯加工前の使用済み回収おしぼりを扱った後に洗濯加工後の製品おしぼりを扱う場合には手指の消毒や石鹸と流水による手洗いを徹底する。

(6) トイレ (※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。)

- ・便器内は、通常の清掃が良い。
- ・不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・使用後は確実に石鹸と流水による手洗いをするよう表示する。
- ・おしぼりやペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する。
- ・ハンドドライヤーは止め、タオルの共同利用は禁止する。

(7) 従業員の休憩室 (※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。)

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で飲食や会話をしないようにする。
- ・休憩室は、必要に応じて、パーティションを設置し、常時換気することに努める。
- ・会話はできるだけ控えるようにする。
- ・対人距離を確保する (できるだけ2 mを目安に (最低1 m)) 確保するように努める)。
- ・共有する物品 (テーブル、いす等) は、使用後に清拭消毒する。
- ・入退室前後に手指消毒又は石鹸と流水による手洗いをする。

以上